

平成 22 年 9 月 22 日

平成 22 年第 3 回（9 月）川口市議会定例会総務常任委員会委員長報告  
（請願）

総務常任委員長 宇田川好秀

それでは、当委員会に審査を付託されました請願第 2 号『「非核三原則」の法制について国への意見書提出を求める請願書』につきまして、その審査概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、紹介議員に説明を求めましたところ、戦後 65 年を経過して被爆者の平均年齢は 76 歳という高齢になった。この方たちは、今もなお核兵器の廃絶を訴える運動を続けている。

こういった想いを私たちは受けとめるとともに、他国に対しても、唯一つの被爆国である日本がそれを全世界に発信していくことを求めていることが 1 点目。

また 2 点目として、核密約などが明らかになったこと、またこれに関する様々な文書がでてきたことにより、不透明な状況となっているので、国是とするだけでなく、非核三原則を法制化することが大事である、そのことを願意として請願が出されたものとする。是非、請願者の願意を汲んで、本請願の採択をお願いするものである、との説明を徴しました。

以上の説明の後、質疑を行いましたところ、まず、「非核三原則の法制化」と請願理由の「核兵器のない平和な世界を子どもたちに継承していく」こととの関連について問われ、これに対して、今広島型の原爆の数百倍の威力のものが作られている状況の中で、被爆国である日本には声を上げていく責任があり、非核三原則を国是ではなく法制化へと一歩進める、それを世界に発信していくことが、世界平和への道になり、子どもたちに平和な世界を残すことにつながると考える、とのこと。

また、例えば「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

などの法律をすべて当てはめると、非核三原則で規制が想定される範囲を既に網羅しており、改めて法制化する必要はないとの意見も聞いているが、現在の法令との関係についてどう考えるのか、と問われ、これに対して、北東アジアの非核化に向けて、日本政府がイニシアチブを發揮し、非核地域を広げることが、核の使用範囲を狭め、ひいては核を持つ意味を失わせしめることが期待されることから、その一歩につながる法制化を求めるものであるとのことでありました。

このほか、国是ではなく、法制化でなければならない理由について、法制化による利益について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、非核三原則については佐藤首相の時代から、国是として現政権まで40年近く引き継がれている現状がある。

また全世界に目を向けてみると核保有国として、アメリカ、ロシアなどのほか、隣国の北朝鮮も保有している疑いがあるとの報道がなされている中で、先んじて法制化することが本当に世界の恒久平和に向けた第1歩になるのかどうか疑問がある。

去る8月27日、政府は「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」というなかで報告書をまとめたが、そこでは「武器輸出三原則の緩和」や「集団的自衛権行使に関する憲法解釈の変更」などとともに、非核三原則の将来的な見直しの必要性に言及している。

中国をはじめ、日本の排他的水域に侵入する事件が後をたたないが、様々な情報や歴史観、経緯の中で現政府としては国是を現時点でも堅持している。

これらのことから、国是を支持し、本請願の採択には反対する、との意見。

また、唯一の被爆国である日本がやるべき仕事は、それぞれの過去の重みをきちんと世界の中で検証していくことであると考え。それには今まで日本政府が国是としてやってきたこの非核三原則の問題について、核をなくしていく、核ゼロの立場に向けてまず法制化を被爆国からやっていくこと。それを全世界に広げていくことによって世界中の平和を確立していくことにつながっていくと考える。

今なお被爆の後遺症で苦しんでいる被爆者の皆さんが命をかけてこの

法制化を訴え続けてきた重みを、地方議会であるこの川口市から日本国政府に向けて是非発信していただきたいと考え、この請願の採択に賛成する、との意見。

さらに、請願の趣旨に記載されている「唯一の核戦争被爆国として、核兵器廃絶に向けて主導的役割を果たすこと」については、非常にもっともだと思うが、いま世界では、8カ国でおよそ2万8千の核弾頭が保有されている。

日本が被爆国という立場でなすべきことは、法制化を急ぐより、むしろ「核を使った国は悪である」という思想を世界に植え付けていくということではないかと考える。

現在日本は非核三原則を国是としており、現時点では法制化する必要性はないと考え、この請願の採択には反対する、との意見。

またさらに、非核三原則の法制化については、法制化に対しての議論が先に必要だと考える。

「核兵器を持ち込ませず」に関して、日本の海域に、万が一勝手に核兵器を持ち込まれた場合はどう対処するのかなど、重大な議論がなされておらず、こうした議論を積み上げた後、改めて非核三原則の法制化を検討しなければいけないと考える。

やるべきことをまず先にやる必要があるため、今回の請願の採択に関しては反対する、との意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本請願は起立者少数にて不採択と決した次第であります。

以上で報告を終わります。